⑿　当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。	
⒀　法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。	
⒁　当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（⑵から⒀までの要件及び⒂の要件を満たすものに限る。）が当該原子力事業所との距離が、三十キロメートル以上であって、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。	
⒂　自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。	
（提出すべき資料） **第三条**　法第十二条第四項の規定により原子力事業者が内閣総理大臣に提出しなければならない資料は、次に掲げる資料とする。	
一　法第七条第一項に定める原子力事業者防災業務計画	
二　規制法第十三条第二項及び第十六条第一項、第二十三条第二項及び第二十六条第一項、第四十三条の四第二項及び第四十三条の七第一項、第四十四条第二項及び第四十四条の四第一項、第五十一条の二第二項及び第五十一条の五第一項又は第五十二条第二項及び第五十五条第一項の規定により提出された申請書に基づく、加工施設その他原子力事業所の施設の構造等を記載した書類	
三　規制法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十六条の三第一項の規定により原子力規制委員会の認可を受けた保安規定の写し	
四　原子力事業所の施設の配置図	
（防災訓練計画）	
第四条　法第十三条第一項の内閣総理大臣が作成する防災訓練に関する計画は、法第十三条第二項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について毎年度定めるものとする。	
一　当該年度において防災訓練の対象となる原子力事業所	
二　防災訓練を実施する時期	
三　共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者	
附　則	
（施行期日）	
第一条　この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。	
（経過措置）	
第二条　この省令の施行の際現に指定されている緊急事態応急対策等拠点施設であって、第二条の表原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されている者に限る。）の項の下欄⑴又は⒁の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例による。	
2　前項に規定するもののほか、この省令の施行の際現に指定されている緊急事態応急対策等拠点施設であって、第二条の表原子炉設置者（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）が設置されている者に限る。）の項の下欄⑶、⑸、⑻、⑾又は⒂の規定に適合しないものについては、これらの規定に関わらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。	
○文部科学省経済産業省令第四号	
原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項及び第三項並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第十一条の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令を次のように定める。	
平成二十四年九月十四日	
文部科学大臣　平野　博文 経済産業大臣　枝野　幸男	
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令	
（定義）	
第一条　この省令において使用する用語は、原子力災害対策特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。	
（原子力事業者防災業務計画）	
第二条　法第七条第一項の原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。	
一　原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員の職務に関すること。	
二　原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。	
三　原子力防災組織の編成に関すること。	